

2021年12月8日

日本スポーツ仲裁機構への仲裁申立について
(日本選手権水球競技女子決勝戦問題)

報道各位へ

秀明大学水球クラブ代理人

弁護士 大 室 征 男

公益財団法人日本水泳連盟は、第97回日本選手権水泳競技大会水球競技女子決勝戦において、秀明大学水球クラブの最後の得点(13得点目)を無効とし、同チームの勝利を覆す決定を行いました。

同水泳連盟は、この決定に至る経過を説明する中で、真実を認めないばかりか事実を捏造しています。

この件について、同水泳連盟は、スポーツ仲裁裁判所(CAS)で争うことにも同意しなかったため、秀明大学水球クラブは、本日、日本スポーツ仲裁機構に仲裁を申し立てたので報告します。

仲裁申立の理由の骨子

- 1 本件女子決勝戦試合統括者(デレゲート)が、規則に定められた手続きが無視され、競技役員による恣意的な判断で秀明大学水球クラブの13得点目が取消されたと認めていること。
- 2 競技役員が、デレゲートに対し「秀明大学水球クラブ加藤英雄監督も13得点目を無効とすることを了承している」という虚偽の事実を伝え、実質的にデレゲートの口封じをしたこと。

なお、日本水泳連盟が秀明大学水球クラブへの回答書の中で、1と2に関して虚偽の内容を捏造していることの証明については、当事者の録音テープが存在します。

以上